

亀山市市勢要覧作製業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、亀山市市勢要覧作製業務委託について、公募型プロポーザル方式により委託先を決定するために必要な事項について定めるものである。

2. 業務概要

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 業務名 | 亀山市市勢要覧作製業務委託 |
| (2) 納品場所 | 亀山市役所企画総務部広報秘書室 |
| (3) 業務内容 | 亀山市市勢要覧作製業務委託仕様書のとおり |
| (4) 履行期間 | 契約締結日から平成26年12月26日（金）まで |
| (5) 委託上限額 | 3,780,000円（消費税及び地方消費税額を含む。） |

3. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル参加意思表明書提出期限までに入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。
- (3) 亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 手形交換所から取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更正手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5条）第2条第5項の入札参加資格者名簿の希望業種に「広告代理・企画」の記載がされていること。
- (8) 本店又は営業所の所在地が、亀山市、鈴鹿市、四日市市又は津市であること。
- (9) 過去10年内に市勢要覧の作製業務の実績があること。
- (10) 打合わせ等に出席でき、緊密な連絡調整が可能であること。

4. 担当部署

亀山市役所企画総務部広報秘書室

〒519-0195 亀山市本丸町577番地

電話0595-84-5021

ファクシミリ0595-82-9685

メールアドレス kouhouhisyo@city.kameyama.mie.jp

5. 参加意思表明手続

プロポーザル参加希望者は、公募型プロポーザル実施要領に基づき参加意思表明書及び資料（以下「参加意思表明書等」という。）を提出しなければならない。

また、期限までに参加意思表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

なお、選定後に企画提案参加資格がないと認められた者のプロポーザルは無効とする。

（1）提出書類

①プロポーザル参加意思表明書（様式1）

②会社概要及び会社概要パンフレット

③業務実績調書（様式2）

④申請者が法人である場合は履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し、個人である場合は代表者の身分証明書又は住民票の写し

⑤国税に係る納税証明書、市町税完納証明書等の写し

（2）提出期間：平成26年3月28日（金）から平成26年4月4日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

（3）提出場所：4の担当部署とする。

（4）提出方法：持参又は郵送（着信を確認すること）とする。

6. 参加資格審査

（1）参加資格要件の確認及び企画提案書の提出要請

2に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書で通知する。

①参加資格を有すると認めた者にあっては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

②参加資格を有しないと認めた者にあっては、参加資格がない旨及びその理由

7. 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、亀山市市勢要覧作製業務委託仕様書を参照し、次の書類を提出する。

（1）企画提案書 書類6部

①企画提案書 A4版（1社につき1企画案とする）

別紙仕様書に基づき、具体的に提案する。

- ②デザイン 表紙を含めて12頁までとする。
- ③関係書類 次の項目に関する書類を提出する。
- ア 工程表 事務局との打ち合わせを含めた工程表
- イ 業務執行体制 スタッフの総数、内訳（業務別に人数等）と今回の業務を担当するスタッフの氏名及び業務実績（経験年数等）、事務局との打ち合わせ体制、連絡体制等、業務をスムーズに行うための推進体制
- ウ 業務実績 過去10年内に作成した市勢要覧の完成版
- (2) 見積書 1部
- ※見積書に記載する額は、消費税にかかる課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額とする。契約にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。
- ※予算額 3,780,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

8. 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限：平成26年4月18日（金）午後5時15分
※受付は午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く）
- (2) 提出場所：4の担当部署とする。
- (3) 提出方法：持参とする。

9. 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、質問書（任意様式）を提出すること。

- (1) 提出期間：平成26年3月28日（金）から平成26年4月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所：4の担当部署とする。
- (3) 提出方法：質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、持参又は郵送（着信を確認すること）又はメール又はファクシミリで提出
- (4) 回 答：受付後速やかに回答する。

10. 事業者の選定等

- (1) 選定方法
選定委員会において、企画提案書等の内容、見積書の金額及びプレゼンテーション内容を評価し、企画提案書を選定する。その選定に基づき提案が最適な者を特定する。ただし、見積金額が378万円を超えている場合は、その企画提案書は選定から除外する。
- (2) 評価方法

評価は、評価基準（別紙1）に基づき、編集方針、企画性、デザイン性、文章力、技術力、実績、経費、総合力の合計点とする。合計点の最も高い企画提案者を候補事業者として選定する。ただし、合計点が同点の企画提案者が複数ある場合は、選定委員会委員の多数決により選定する。

（3）プレゼンテーション

- ①日 時 平成26年4月23日（水）（時間は後日連絡する）
- ②場 所 亀山市役所3階大会議室
- ③内 容 提案説明（1業者）15分以内、質疑15分程度

※プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、自社で準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは亀山市で用意する。

（4）選定結果の通知

選定結果は、決定後速やかにプロポーザル参加者全員に通知する。なお、選定結果に関する異議の申立ては認めない。

1 1. 選定までのスケジュール

- （1）平成26年3月28日（金） 公告及び実施要領等交付開始
- （2）平成26年4月 4日（金） 参加意思表明書提出期限
- （3）平成26年4月 7日（月） 参加資格確認通知書・企画提案書提出要請書送付
- （4）平成26年4月11日（金） 企画提案書等の質問書の提出期限
- （5）平成26年4月18日（金） 企画提案書の提出期限
- （6）平成26年4月23日（水） プrezentation
- （7）平成26年5月 1日（木） 選定結果の通知（予定）

1 2. その他

- （1）企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーションに係る費用は、提出者の負担とする。
- （2）選定しなかった企画提案書は、提出者に返却しないものとする。
- （3）特定した企画提案書は、公表することがある。
- （4）提出された企画提案書は当該業務候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- （5）企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- （6）企画提案等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （7）参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱はしない。
- （8）選定の経過及び選定された候補者は、市ホームページで公開する。